

5月1日から6月1日までの応急仮設木造

住宅建設就労者の募集について

就労を希望される建築大工組合員の方は、下記のとおり申込みをお願いします。

記

1. 就労期間： 令和6年5月1日から6月1日までで5日以上、連続して就労できる期間
2. 就労条件： 前回と同様（2024年1月24日 HP掲載の案内文書を参照）
3. 申込方法：
以下の書類を記入して、各地域組合へ申し込む。
(1) 応急仮設木造住宅就労者登録票 (既登録者は氏名と就労期間のみ記載)
(2) 事前確認書（健康告知） (新規登録者のみ 既登録者は不要)
(3) 応急仮設木造住宅建設における車中泊の申請書 (車中泊の場合のみ必要)
4. 申込期日： 令和6年4月11日（木）
5. その他：
(1) 宿泊について
「こうしゅうえん」での宿泊を基本とし、車中泊、通勤は例外とする。
また宿泊場所は今後、変更の可能性あり。
(2) 車中泊について
就労者の健康被害のリスクを考慮し、健康管理等に対する自己責任を車中泊による申請書により明確にしたうえで、特例として車中泊を認める。
6. 添付文書：
(1) 応急仮設木造住宅就労者登録票
(2) 事前確認書（健康告知）
(3) 応急仮設木造住宅建設における車中泊の申請書
(4) Q&A（2024年4月2日時点）

以上